

(提供書面)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度を通じて新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響を大きく受け、数次にわたる感染拡大が続いて収束が見通せないなど、極めて不安定な環境下に置かれました。首都圏等での緊急事態宣言の発令により、総じて経済活動が停滞、消費者行動も慎重になるなど、先行きの不透明感を払拭できない状況が続いております。

米菓業界におきましては、年度の初めこそ巣ごもり消費による需要増が見られたものの、パンデミックの長期化に伴い消費者の節約志向が高まるなかで市況悪化や競争激化が顕著となり、加えて観光土産品やインバウンド需要等も回復が見込めるまでに至らず、年度の後半になるにつれ事業環境の厳しさが増しました。

このような経営環境にあって、当社グループは、中期経営計画「プライド・BEIKAプラン」の2年目にあたり、新たな工場建設により持続的成長の実現に向けた基盤づくりに取り組むとともに、これまでどおり「美味しさと品質」を追求する姿勢を貫いてまいりました。

製造部門におきましては、主力品の集中生産等により生産効率を高めるとともに、更なる品質の安定化に努めてまいりました。また、当社グループが得意とするもち製品（あられ・おかき）の生産増強とスピーディーな商品開発を目的とした新工場の建設、中沢工場の老朽化に伴う長岡工場への移転増築工事をそれぞれ敢行いたしました。係る「BEIKA Lab」および「長岡新工場」は年度内に竣工し、ともに3月から稼働しております。なお「長岡新工場」の稼働により、グループ会社向け商品の生産効率が高まるものと見込んでおりますが、さらに長岡工場内に「㈱瑞花」を移転し「㈱新潟味のれん本舗」「里山元気ファーム(株)」とともに集約、情報共有や業務効率の向上を通じて、岩塚グループシナジーの強化を図っております。

営業部門では、当社グループ全体で国産米100%使用を強みとしたブランド力の発信を高め、「日本のお米100%使用」として品質をアピールするとともに、主力商品に集中して販売強化を図ってまいりました。また、通信販売が主力の「㈱新潟味のれん本舗」において長岡市内の商業施設の一角に実店舗をオープンさせるなど、グループ全体での集客力強化に努めております。

以上、当連結会計年度における連結売上高は、新型コロナウイルス感染症の収束が見られないなか消費者行動も慎重になり、特にCVS向けが伸び悩んだ結果、221億67百万円（前連結会計年度比2.9%減）と減収を余儀なくされました。損益面において、営業利益は、集中生産等による製造原価の低減に加え事業設備の減価償却方法を定額法に変更したプラスの影響があったものの、競争激化により販促費が高止まりした結果、1億81百万円（同4.4%増）を計上するに留まり、経常利益は29億38百万円（同15.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億5百万円（同13.4%増）となりました。

<当社の事業の概要>

当社においては、中期経営計画「プライド・BEIKAプラン」の2年目にあたり、引き続き品質重視姿勢を堅持し、主力商品であるTOP 6ブランドへの集中による効率化とブランド認知拡大を進めるとともに、グループ会社全体でシナジー効果を発揮するため、商品開発や生産、営業の体制整備を図るなど将来に向けた基盤づくりに注力し、経営課題の達成に向け着実に取り組んでまいりました。

製造部門では、新工場の稼働準備を行うなかで省人化を進め、原材料・資材等のムダの排除や物流体制の整備強化などのコスト低減対策、主力のTOP 6ブランドを主体とする集中生産や品質の安定化に継続して取り組むことで、製造原価低減に努めてまいりました。「BEIKA Lab」および「長岡新工場」の新たな二つの工場については、本格稼働に向けた準備を終えており、次年度の生産性向上に寄与できる見通しにあります。

営業部門では、「日本のお米100%使用」の高品質をアピールした「にっぽん米米菓売場」の差別化提案を継続して進め、北海道産「ゆめぴりか」や新潟県産「新之助」といったブランド米を使用した商品など、高品質を際立たせることで販売強化を図ってまいりました。また、主力の「田舎のおかき」や「岩塚の黒豆せんべい」、「大人のおつまみ」による家飲み需要にも対応、TOP 6商品の伸長に注力するとともに、包装資材を削減したスリムパック商品を増やすなど、ESG活動の一環としてSDGsへの取り組みを進めることで、岩塚ブランドのイメージ向上に努めてまいりました。更に、初めての試みとして、地元長岡市出身のタレント西山菜希さんと特命コラボアドバイザー契約を結び、共同で商品開発等を行う活動を始めております。

なお、営業活動に関連して、営業本部と開発本部をマーケティング本部として統合し、市場変化やお客様ニーズに即応できる攻めの商品開発体制を整えました。また、グローバル事業については、「BEIKA」の発信がパンデミックの影響により後退を余儀なくされておりますが、旺旺集団との連携による台湾等への輸出業務は進捗しており、フードロスの削減目的もあって、賞味期限の延長を行っております。

社会貢献活動について、東日本大震災支援活動「明日へつなごうプロジェクト」は、福島県南相馬市の当時の小学生と「バタしょっと」を共同開発し、売上金の一部を義援金として同市に寄付してまいりましたが、10年を節目として今年度で一先ず終了することといたしました。今後も、当社でできる社会貢献活動については、中越地震でいただいた支援の恩返しの意味もあり、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、新種のもち米「ゆきみらい」を新潟県や地元JAと連携して作付けを始めておりますが、良質な原料の確保とともに、農業支援への貢献に繋がるものと考えております。

以上の結果、当社単体では、売上高209億65百万円、営業利益1億32百万円、経常利益28億82百万円、当期純利益19億86百万円となりました。

新工場完成 本格稼働開始

BEIKA Lab



「BEIKA Lab」は岩塚グループが得意とする、もち製品の生産とスピーディーな商品開発を行います。

1階 新鋭の機械を装備したもち生地仕込工場

- 新型乾燥機（品質の安定） 自動倉庫（生産性向上）



2階 研究開発事務室



長岡新工場



「長岡新工場」は、老朽化した中沢工場を移転し、主にグループ会社向け商品を生産している2つの工場の統合により生産性の向上、効率化を図ります。

越後の菓子処 **瑞花**

— おせんべい・おかきの通信販売 —
新潟味のれん本舗

新鋭工場の稼働により、更なる業務の効率化、生産性の向上を図ってまいります。

岩塚製菓特命コラボアドバイザー西山茉希さん就任



2021年1月5日に西山茉希さんを岩塚製菓の特命コラボアドバイザーとして任命し、就任式を行いました。今後は特命コラボアドバイザーとして、岩塚製菓と共に商品の開発を含め活動していただきます。

詳しい活動内容は西山茉希さんのYouTubeチャンネル

『西山茉希の#俺流チャンネル』

でご紹介



新潟味のれん本舗 長岡市七日町アクロスプラザ店 3月10日オープン



通信販売の「新潟味のれん本舗」が新潟県長岡市の商業施設内に店舗をオープンいたしました。

東日本大震災復興支援「バタしょっと」発売



東日本大震災復興支援「明日へつなごう！プロジェクト」

「バタしょっと」は福島県南相馬市の小学生と共同開発した商品です。毎年、期間限定で発売し、売上金の一部を義援金として寄付するなど復興支援を行ってまいりました。震災から10年となる今年、当時の小学生は成人を迎えました。「バタしょっと」を通して応援していただいた方々への感謝を込めて「バタしょっと」を2月に発売いたしました。

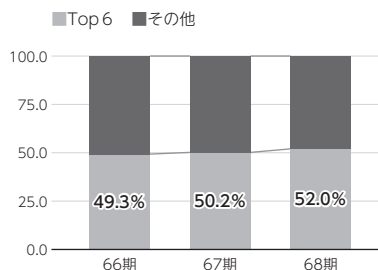
TOP 6 プラス「揚げもち」による岩塚ブランドの認知拡大

◆ 生産性の追求 TOP 6ブランドへの集中

主力ブランドに集中し、ブランド力の強化、生産性の向上を図るとともに、プラス「揚げもち」を主力ブランドに育成することで、強みのもち製品のシェアアップを図ってまいりました。



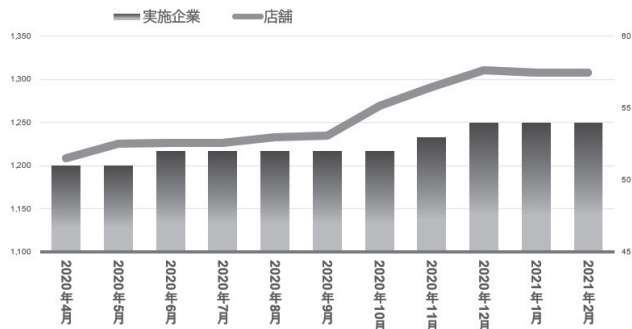
◆ TOP 6 売上構成比推移



「にっぽん米米菓売場」で日本のお米100%使用の米菓の美味しさアピール

現在54企業1,308店舗まで拡大（第68期実績 企業+3・店舗+85）

◆ 第68期「にっぽん米米菓売場」導入企業・店舗推移



にっぽん米米菓売場



原料米・製造まるごと にっぽん米
Iwatsuka Quality
岩塚クオリティ

「日本のお米100%使用」
米菓の美味しさを訴求



② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は52億62百万円でありました。その主なものは沢下条工場に隣接する「BEIKA Lab」および「長岡新工場」の工場建屋およびその生産設備であります。

③ 資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金および長期借入金を充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

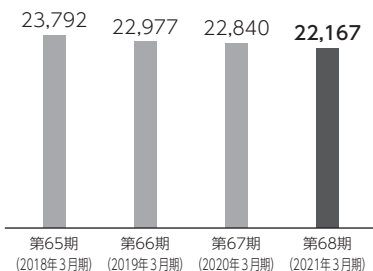
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

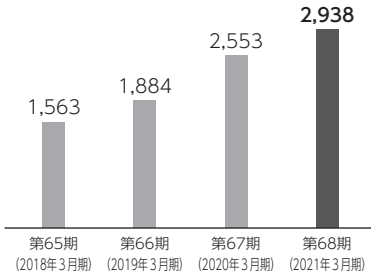
	第67期 (2020年3月期)	第68期 (2021年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	22,840	22,167	672減	2.9%減
営業利益	173	181	7増	4.4%増
経常利益	2,553	2,938	385増	15.1%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,769	2,005	236増	13.4%増

(2) 財産及び損益の状況

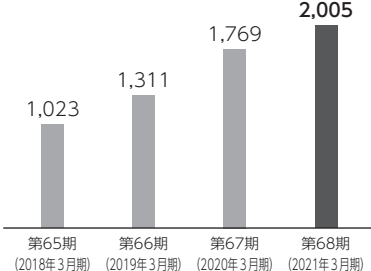
売上高 (単位：百万円)



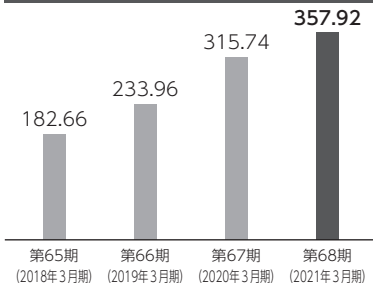
経常利益 (単位：百万円)



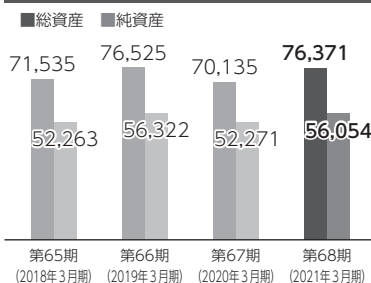
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



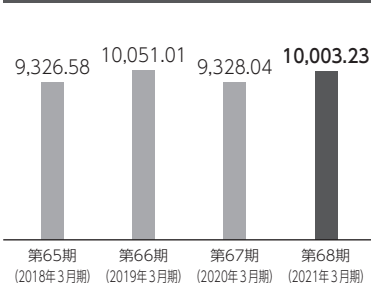
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第65期 (2018年3月期)	第66期 (2019年3月期)	第67期 (2020年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	(千円)	23,792,403	22,977,307	22,840,120	22,167,631
経常利益	(千円)	1,563,049	1,884,355	2,553,414	2,938,723
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,023,572	1,311,052	1,769,293	2,005,694
1株当たり当期純利益	(円)	182.66	233.96	315.74	357.92
総資産	(千円)	71,535,860	76,525,482	70,135,996	76,371,842
純資産	(千円)	52,263,981	56,322,869	52,271,567	56,054,507
1株当たり純資産	(円)	9,326.58	10,051.01	9,328.04	10,003.23

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
<子会社>			
株式会社瑞花	60,000	100	高級米菓販売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000	100	米菓通信販売
里山元気ファーム株式会社	10,000	100	農産物・農産加工品販売
株式会社田辺菓子舗	3,000	100	かりんとうの製造販売
<関連会社>			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000	40	食料品の輸出入

(注) 100%子会社のIWATSUKA USA Inc.は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

米菓業界におきましては、一時的に巣ごもり需要が高まったものの、夏場以降失速し、生産金額、小売金額は横這いで推移しております。新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、消費者の節約志向が強まりを見せてきており、販売競争の激化から経営環境は更に厳しさを増すものと思われまます。

このような環境のもと、当社グループは中期経営計画の最終年度にあたり「世界のお客様に岩塚の美味しさの笑顔を届けよう！」をスローガンに掲げ、基本方針を「『プライド・BEIKAプラン』の総仕上げ～未来への挑戦～」と定めて、次の経営課題に取り組んでまいります。

・マーケティング機能を発揮する全社営業体制の構築

製造+営業+開発+グループ会社の全社体制を目指した組織変更のもとで、事業戦略を再構築し岩塚グループシナジーを発揮することで顧客接点を拡大、変化する市場ニーズに迅速に対応し、岩塚ブランド認知の向上を目指します。

・新工場の稼働によるグループシナジーの発揮

新たな経営資源である安全安心を担保した最新鋭工場「BEIKA Lab」と「長岡新工場」を、岩塚グループシナジー発揮の拠点とし、働き方の改革にも取り組み、生産効率の向上を目指します。



・BEIKA Labによる美味しさ・楽しさ・豊かさの創造

BEIKA Lab 1階の工場では、もち商品の仕込工場として生産性・品質の向上を図り、2階では、ラボラトリー機能を活用した研究開発を行い、市場変化に迅速に対応するとともに新機軸の「ニューコンセプトBEIKA」の開発にも挑戦し、BEIKAの可能性を探求します。



・TOP7+モチ商品のシェアアップ

TOP6ブランドに当社の強みのもち商品「黄金揚げもち」を加え、TOP7ブランドとして岩塚ブランドの強化を図ります。TOP7ブランドの販売強化により、生産性の向上や効率化を図り、日本のお米100%の米菓の美味しさをお届けするとともに、もち商品のシェアNo.1を目指します。



・BEIKAの輸出事業の推進

NB商品の輸出強化を図り、輸出事業の再構築を行います。旺旺集団との連携を強化し、日本のお米100%の米菓を「BEIKA」として世界へ発信してまいります。

・社員に寄り添う人事制度の構築

働きがいの追求を目指した新人事制度の導入により、積極的な適材適所・異動配置・人材育成を実施します。適材適所の異動配置により生産性の向上を図り、階層・部門・テーマ別の社員教育制度の充実など社員のスキルアップを実現する人材育成や、働きがい改革にも取り組み、社員に寄り添った人事制度を構築します。

・SDGs経営の推進

ESGに適切に対応し、社会から必要とされる企業として、SDGs経営に取り組みます。社員一人ひとりが「できることから始める」意識を持ち、SDGsを推進します。



以上の経営課題を完遂し、第69期（2022年3月期）経営計画の達成を目指してまいります。

株主様の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、田舎のおかき、味しらべ、大人のおつまみシリーズ、大袖振豆もち、ふわっと、きなこ餅、新潟ぬれせんべい、新潟ぬれおかき、がんばれ！野菜家族、岩塚のお子様せんべい、黄金揚げもち
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売、米菓の通信販売・法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、かりんとうの製造販売、米菓の輸出・食品の輸入等を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	新潟県長岡市
工場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、BEIKA Lab（新潟県長岡市）、北海道工場（北海道千歳市）
支店	広域支店（東京都文京区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都文京区）、中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県安芸郡）、九州支店（福岡県大野城市）

- (注) 1. 新設のBEIKA Labは、研究開発部門が2021年1月21日より、工場部門は3月24日より稼働しております。
 2. 中沢工場は機能を長岡工場に移設し、2021年3月5日に閉鎖いたしました。
 3. 広域支店と東京西支店は、2021年3月1日に東京都文京区へ移転いたしました。
 4. 九州支店は、2021年3月5日に福岡県大野城市へ移転いたしました。

② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県3店舗、東京都1店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県1店舗）
里山元気ファーム株式会社	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県3店舗、東京都1店舗）
株式会社田辺菓子舗	本社（新潟県加茂市）
IWATSUKA USA Inc.	本社（米国 ワシントン州）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都文京区）

- (注) 1. 株式会社新潟味のれん本舗のショールームは、2020年12月末日をもって閉鎖しました。直営店1店舗を、2021年3月10日にオープンしました。
 2. 旺旺・ジャパン株式会社は、2021年3月1日に東京都文京区へ移転しました。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
912 (59) 名	△8 (△4) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
854 (30) 名	△5 (0) 名	41.2歳	15.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金
株式会社第四北越銀行	1,500百万円
株式会社大光銀行	300百万円
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 23,980,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,995,000株 |
| ③ 株主数 | 5,555名 |
| ④ 大株主（上位10位） | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社第四北越銀行	530,000	9.42
岩塚製菓共栄会	329,800	5.86
平石毅一	244,346	4.34
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	234,200	4.16
榎 政男	202,105	3.59
株式会社日本カストディ銀行	185,500	3.30
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 69250601	165,100	2.93
榎 キク	162,619	2.89
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	124,700	2.22
株式会社魚沼運輸	123,000	2.19

- (注) 1. 当社は、自己株式を368,461株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎 春夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc.CEO 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー監査役
常務取締役	星野 忠彦	当社製造本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役 IWATSUKA USA Inc.Director
常務取締役	榎 大介	当社経営管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
常務取締役	阿部 雅栄	当社マーケティング本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc.CFO 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長
取締役	小林 晴仁	当社購買部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員・常勤)	石川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取締役 (監査等委員)	佐野榮日出	税理士
取締役 (監査等委員)	深井 一男	税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役(監査等委員)上記3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)石川豊氏は、金融機関に長く在籍した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、監査役経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石川豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 2021年3月31日をもって小林正光氏は、取締役マーケティング副本部長を辞任いたしました。なお、同氏は株式会社瑞花、株式会社新潟味のれん本舗の取締役を務めておりましたが同日をもって辞任いたしました。2021年4月1日より里山元気ファーム株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
7. 常務取締役星野忠彦氏は、2021年4月1日をもってIWATSUKA USA Inc.のDirectorを退任いたしました。
8. 常務取締役阿部雅栄氏は、2021年4月1日をもってIWATSUKA USA Inc.のCFOを退任いたしました。
9. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。現任の執行役員は次のとおりであります。(2021年3月31日現在)

氏名	担当
浅川 慎一	執行役員 マーケティング副本部長
中野 剛	執行役員 品質保証部長
下田 篤志	執行役員 事業戦略部長
高橋 宏明	執行役員 営業企画部長
青山 英之	執行役員 マーケティング副本部長
大川 利夫	執行役員 技術部長
山家 晃	執行役員 内部監査室長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限定としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社における取締役、社外取締役（監査等委員）、監査役（子会社）および執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年6月に更改を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の数
		固定報酬	業績連動報酬等	
		月次報酬	株式給付信託 (BBT) 退職時給付	
取締役（うち監査等委員のぞく） （うち社外取締役）	10,325万円 (-)	9,197万円 (-)	1,127万円 (-)	6名 (-)
取締役（うち監査等委員） （うち社外取締役）	1,032万円 (1,032万円)	1,032万円 (1,032万円)	- (-)	3名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	11,357万円 (1,032万円)	10,229万円 (1,032万円)	1,127万円 (-)	9名 (3名)

(注) 1. 上表には、2021年3月31日に辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2011年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止しておりますが、第58回定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役に対しては制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することと決議しております。これに基づき、当期中に退任した取締役1名に対し240万円の退職慰労金を支給しております。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

当社においては、業績連動報酬として業績連動型株式報酬（株式給付信託（BBT））を制定しております。これは、連結営業利益を指標とし、毎年度の計画の達成率に応じて支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

支給内容としては、毎年1回のポイント付与日（7/1）に受給予定者（監査等委員を除く取締役）にポイントを付与、在任期間中は積み立てることとし、退任時に一括支給するものであります。ポイントの算定方法は、役位別ポイントと業績連動係数を乗じて算出し、1ポイントは当社株式1株としております。

二. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としては、定期的な報酬の定めはありませんが、前記の業績連動型株式報酬が該当いたします。

ホ. 取締役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役の報酬限度額について決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）については年額2億円以内（ただし使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額20百万円以内、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、監査等委員は3名）です。

また、2016年6月27日開催の第63回定時株主総会において、業績連動型株式報酬に関連して金銭報酬とは別枠で決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）について、5事業年度ごとの対象期間の信託拠出金額の上限を100百万円、1事業年度の付与ポイント数の合計は5,000ポイント（当社普通株式5,000株相当）を上限とする、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名です。

ヘ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

個別報酬の種類とその金額および算定方法としては、金銭による固定報酬を基本とし、役位間、従業員とのバランス等に配慮した役員報酬基準を別に定めて運用しており、係る基準に従って取締役就任年数、業績実績等を勘案のうえ加減できるものとしております。また、業績連動報酬として、上記の業績連動型株式報酬を制定しております。

支給時期および条件としては、金銭による固定報酬については、毎年一定の月額を定め、株主総会終了の翌月（7月）から毎月の従業員給与支給日と同日に支給することとしております。業績連動型株式報酬の支給方法については上記に記載のとおりです。

個人別報酬の決定の方法については、役員報酬基準に基づき代表取締役等の執行側で個人別固定報酬の案を策定し、指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申、取締役会において決定することとしております。また、代表取締役に再一任する旨を決定する場合は、上記答申を尊重のうえ公平公正性・透明性を確保していること等の開示が必要であることに留意することとしております。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別報酬について、株主総会終了後の取締役会で決定しておりますが、内容としては代表取締役榎春夫に再一任する旨の決議であります。係る委任理由としては、指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申した内容を尊重することで、公正性・透明性が保たれているとの判断によるものであります。

なお、指名報酬諮問委員会においては、役位間・従業員・同業他社等とバランス、業績との整合性、役員報酬基準との整合性（整合しない場合の合理的根拠）等を考慮し、一定の評価を行って答申しているものであり、独立性・客観性は確保されているものと考えております。

チ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石川豊氏は、当社100%子会社4社の監査役であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・当社においては、取締役選任に関する基本方針のなかで、社外取締役が果たすことが期待される役割について、出身分野における専門的な知識と経験を活かし、中立的・客観的な判断力をもって、取締役会に対し的確な助言・提案を行うこと、と明記しております。
- ・取締役会および監査等委員会への出席状況および社外取締役としての職務の概要

		出席状況および職務の概要
取締役（監査等委員）	石川 豊	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	佐野榮日出	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	深井 一男	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任大有監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,200万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,200万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。

内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。

② 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③ 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。

④ 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。

また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、上記①から④のとおり、主要な子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。

内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ会社社長に報告する。

なお、子会社は、当社の子会社管理規程に従い、同社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務の執行を確保するための体制および方針

イ. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人等という）を置く体制と補助使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

ロ. 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。

ハ. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置する。

二、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ホ、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社においては、前記基本方針に掲げた体制を整備しており、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念や行動規範等に基づき、公平公正な透明性の確保に努めており、コンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応できるよう、法令等遵守体制の整備を図っております。

法令遵守について、非通例取引、反社対応やインサイダー取引管理等の規程化、監督者研修等による社員教育、外部を含む複数の内部通報窓口の設置などの体制整備に努めております。

また、内部監査室が年度内に全部署を監査し、必要に応じ特定事項について調査・検証しており、留意すべき事項について社長、役員会、監査等委員会に報告しているほか、内部監査室長が取締役会にオブザーバー出席し情報を共有することでモニタリング体制の強化を図っております。

なお、取締役が関与すべき事案については、取締役会、役員会等において審議し検討しておりますが、取締役会においては監査等委員が社外取締役として意見表明し決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議する体制をとっております。

② 取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、文書管理規程等を整備のうえ適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、情報セキュリティーについて、適時対応ソフトを更新し強化を図っており、ウイルス感染に対し繰り返し注意喚起するなど、グループ全体での周知徹底と内部統制強化に努めております。個人情報においては、個人情報保護規程等を整備のうえ厳格に取り扱っているほか、開示情報に関しては内部情報および内部者取引管理規程によりFDルールに則った適時適切な情報開示に努めております。

なお、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じ役員会等に報告しております。

③ 当社および当社グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

リスクを網羅的に捉えマネジメントすることは、リスク管理だけでなく業務の効率化にも繋がる重要な事項であり、全社的リスクマネジメント規程を整備のうえ運用強化を図っております。経営企画室において、影響度と発生可能性をベースにリスクを識別・評価し、リスク対応の優先順位付けや取締役会への報告等を行っており、リスクの顕在化に対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応する体制とし、新型コロナウイルス感染症に際しては環境変化に合わせて対策を講じてきております。

また、逐次フードディフェンス対応を図り、重大苦情・事故対応マニュアル等を定めて厳格に対応するなど、食品製造におけるリスクを徹底して軽減し、食品製造会社として安全・安心な商品の提供に努めております。

なお、BCPについては、地震のほか大規模水害や感染症対策を加え改訂を図っており、後継計画についてはCGC対応の中で整備してきております。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念を基本指針としてコーポレートガバナンス・ポリシーを定めており、持続的成長と経営の透明性に努め、効率性と健全性のバランスに配慮しております。

また、職務分掌に応じた決裁権限に基づく業務執行がなされており、執行役員に対する権限委譲や役員会における意思決定等も進めてきております。効率性の点では商品数の絞込みにより各部署において改善が図られているほか、稟議決裁をはじめ業務のペーパーレス化を進めております。

なお、取締役会の実効性について社内アンケート調査により評価を行い検証、その中での意見を反映する等、引き続き取締役会全体の機能の向上に努めております。

⑤ 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

経営理念や行動規範はグループ一体であり、子会社に対しては子会社管理規程等に基づき運営、各種管理規程等は子会社で準用しております。内部統制については、内部統制規程と財務報告に係る内部統制規程とに分けて規定化し、グループ全体で運用強化を図っております。

また、子会社取締役会は当社の常勤取締役が全員出席のうえ月次で開催、業績や今後の取り組み等について報告を受け議論し子会社業務の見直しを決定しており、主に子会社向け生産の効率化を目論み新工場を建設するなど、グループ会社一体での持続的成長を目指してきております。

なお、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、監査等委員の往査も行われております。毎月の経営会議には子会社社長も出席しており、内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

実務は主に常勤監査等委員が行っておりますが、情報収集等は支障なく行われており、監査等委員会において非常勤監査等委員との情報共有が図られております。

取締役会等の重要会議において必要な報告を行っており、代表取締役との意見交換会や業務監査等を通じて各取締役と監査等委員との忌憚のない意見交換の場を設けております。

内部通報システムの情報は、適時に監査等委員会に報告される体制になっており、公益通報制度に関する協定書を労働組合と締結のうえ、通達により子会社役職員を含め繰り返し周知しております。

また、監査活動に必要な費用については監査等委員会監査等基準に定めており、研修費を含め支障なく運用しております。

なお、監査等委員は内部監査に同道する形で分担して往査を実施しているほか、内部監査室とは監査計画・監査報告等において連携を密にしております。また、監査法人とは四半期レビュー結果報告時など定期的に意見交換しており、内部監査室を交え三様監査形態により情報を共有する機会を設けております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容についての概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様のご自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

中期経営計画「岩塚Stage - Up70」（第64期～第66期）を策定し、社員一人ひとりの成長による企業力の向上により、企業の大きな成長へのステップアップとステージアップを目指し、更なる企業価値の向上に向けて、グループ会社一丸となって新たな成長への挑戦に取り組んでまいりました。

この成長戦略を持続的なものにする新たな中期経営計画【『プライド・BEIKAプラン』「米菓」から「BEIKA」へ】を策定しました。第67期から第69期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、国内米菓売場を改革すること、日本の食文化を世界へ広めることを目的とし、これらを実現して行くために、差別化により固有のポジションを確保するための成長戦略、適切な利益を得ることができる体質となるための構造改革、創業から続いている

事業を未来へと繋げるための持続経営の3つの考えの下、企業価値の向上を目指してまいります。この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと確信しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能にすること等が必要になってまいります。このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を導入いたしております。

① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様へ当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③ 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様にも適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

④ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③ 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第66回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、2022年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,107,394
現金及び預金	1,269,921
受取手形及び売掛金	3,654,128
商品及び製品	337,300
仕掛品	95,835
原材料及び貯蔵品	1,182,635
前払費用	51,431
1年内回収予定の長期貸付金	894,614
その他	698,579
貸倒引当金	△77,053
固定資産	68,264,448
有形固定資産	13,824,296
建物及び構築物	8,166,793
機械装置及び運搬具	4,573,406
土地	913,529
リース資産	58,330
建設仮勘定	8,154
その他	104,082
無形固定資産	83,620
投資その他の資産	54,356,531
投資有価証券	54,002,366
長期貸付金	26,570
従業員に対する長期貸付金	3,479
長期前払費用	27,593
繰延税金資産	31,600
その他	320,182
貸倒引当金	△55,261
資産合計	76,371,842

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,444,491
買掛金	624,826
1年内返済予定の長期借入金	415,000
未払費用	856,312
未払法人税等	307,553
未払消費税等	9,358
賞与引当金	372,507
その他	858,931
固定負債	16,872,843
長期借入金	1,600,000
退職給付に係る負債	1,182,611
持分法適用に伴う負債	111,115
繰延税金負債	13,694,774
役員株式給付引当金	11,276
その他	273,065
負債合計	20,317,334
純資産の部	
株主資本	19,593,242
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
利益剰余金	17,165,908
自己株式	△1,066,665
その他の包括利益累計額	36,461,264
その他有価証券評価差額金	36,483,718
退職給付に係る調整累計額	△22,453
純資産合計	56,054,507
負債純資産合計	76,371,842

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	22,167,631
売上原価	13,628,143
売上総利益	8,539,487
販売費及び一般管理費	8,358,351
営業利益	181,136
営業外収益	2,801,566
受取利息	39,055
受取配当金	2,627,161
その他	135,349
営業外費用	43,979
支払利息	2,919
貸倒引当金繰入額	26,570
たな卸資産廃棄損	3,817
休止固定資産費用	7,065
その他	3,606
経常利益	2,938,723
特別利益	183,224
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	292
国庫補助金	182,931
特別損失	304,721
固定資産除却損	12,175
固定資産売却損	0
投資有価証券売却損	21
投資有価証券評価損	36,617
関係会社株式評価損	10,027
出資金評価損	92,738
リース解約損	8,804
減損損失	144,335
税金等調整前当期純利益	2,817,226
法人税、住民税及び事業税	839,890
法人税等調整額	△28,358
当期純利益	2,005,694
親会社株主に帰属する当期純利益	2,005,694

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	15,306,505	△1,066,406	17,734,099
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△146,291		△146,291
親会社株主に帰属する当期純利益			2,005,694		2,005,694
自己株式の取得				△258	△258
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,859,402	△258	1,859,143
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	17,165,908	△1,066,665	19,593,242

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	34,583,332	△45,864	34,537,467	52,271,567
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△146,291
親会社株主に帰属する当期純利益				2,005,694
自己株式の取得				△258
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,900,385	23,411	1,923,797	1,923,797
当連結会計年度変動額合計	1,900,385	23,411	1,923,797	3,782,940
当連結会計年度末残高	36,483,718	△22,453	36,461,264	56,054,507

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,242,853
現金及び預金	491,438
受取手形	3,350
売掛金	3,576,112
商品及び製品	328,213
仕掛品	95,685
原材料及び貯蔵品	1,176,355
前払費用	41,965
1年内回収予定の長期貸付金	894,614
その他	711,116
貸倒引当金	△76,000
固定資産	68,053,652
有形固定資産	13,493,676
建物	7,405,392
構築物	629,388
機械及び装置	4,564,068
車輛運搬具	8,123
工具、器具及び備品	83,417
土地	756,225
リース資産	38,907
建設仮勘定	8,154
無形固定資産	70,581
投資その他の資産	54,489,394
投資有価証券	54,002,366
関係会社株式	188,400
出資金	86,598
長期貸付金	26,570
従業員に対する長期貸付金	3,479
長期前払費用	26,946
差入保証金	75,658
その他	134,635
貸倒引当金	△55,261
資産合計	75,296,506

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,308,330
買掛金	603,788
1年内返済予定の長期借入金	415,000
リース債務	21,928
未払金	774,227
未払費用	844,418
未払法人税等	277,578
預り金	22,757
前受収益	605
賞与引当金	345,529
その他	2,494
固定負債	16,724,023
長期借入金	1,600,000
長期預り保証金	101,950
リース債務	34,004
退職給付引当金	1,076,538
債務保証損失引当金	72,000
繰延税金負債	13,704,609
役員株式給付引当金	11,276
その他	123,643
負債合計	20,032,353
純資産の部	
株主資本	18,780,434
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
資本準備金	1,859,250
利益剰余金	16,353,100
利益準備金	101,437
その他利益剰余金	16,251,662
別途積立金	14,262,000
繰越利益剰余金	1,989,662
自己株式	△1,066,665
評価・換算差額等	36,483,718
その他有価証券評価差額金	36,483,718
純資産合計	55,264,152
負債純資産合計	75,296,506

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	20,965,858
売上原価	13,452,359
売上総利益	7,513,499
販売費及び一般管理費	7,381,484
営業利益	132,014
営業外収益	2,792,717
受取利息	39,101
受取配当金	2,627,161
その他	126,454
営業外費用	42,298
支払利息	2,919
貸倒引当金繰入額	26,570
たな卸資産廃棄損	2,227
休止固定資産費用	7,065
その他	3,514
経常利益	2,882,434
特別利益	183,224
投資有価証券売却益	292
国庫補助金	182,931
特別損失	304,659
固定資産除却損	12,114
投資有価証券売却損	21
投資有価証券評価損	36,617
関係会社株式評価損	10,027
出資金評価損	92,738
リース解約損	8,804
減損損失	144,335
税引前当期純利益	2,760,998
法人税、住民税及び事業税	807,904
法人税等調整額	△33,322
当期純利益	1,986,416

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	12,632,000	1,779,537	14,512,975	△1,066,406	16,940,568
当期変動額									
剰余金の配当						△146,291	△146,291		△146,291
当期純利益						1,986,416	1,986,416		1,986,416
別途積立金の積立て					1,630,000	△1,630,000	－		－
自己株式の取得								△258	△258
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	1,630,000	210,124	1,840,124	△258	1,839,865
当期末残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	14,262,000	1,989,662	16,353,100	△1,066,665	18,780,434

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	34,583,332	34,583,332	51,523,901
当期変動額			
剰余金の配当			△146,291
当期純利益			1,986,416
別途積立金の積立て			－
自己株式の取得			△258
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,900,385	1,900,385	1,900,385
当期変動額合計	1,900,385	1,900,385	3,740,251
当期末残高	36,483,718	36,483,718	55,264,152

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新井 努 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び連結子会社は有形固定資産の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 努 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会監査等基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、それぞれ往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や監査上の主要な検討事項および職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の結果を会計監査人評価調書にまとめたうえで、会計監査人監査の相当性について検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、会社法に規定する監査等委員会の陳述権（取締役等の選任等・報酬等についての意見の陳述）に基づき審議した結果、いずれも特に非議すべき点はないと判断しております。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組み、環境変化に適切に対応していくことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取り組み（会社法施行規則第118条第3号口）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

- 会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。
- なお、当監査等委員会は、次期事業年度においても上記監査法人を会計監査人に再任することを決定しております。

(3) 連結計算書類の監査結果

- 会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 豊 ㊟

監査等委員 佐野 榮日出 ㊟

監査等委員 深井 一 男 ㊟

(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上